

○常滑焼の器に注いだ地酒による乾杯を推進する条例

平成 25 年 9 月 13 日条例第 33 号

常滑焼の器に注いだ地酒による乾杯を推進する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の伝統産業である常滑焼の器を用い、古くから親しまれている地酒による乾杯の習慣を広めることにより、常滑焼及び地酒の普及を図り、もって日本文化への理解の促進に寄与することを目的とする。

(本市の役割)

第 2 条 本市は、常滑焼の器に注いだ地酒による乾杯とその普及の促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第 3 条 常滑焼又は地酒に関する事業を行う者及び酒類を提供する飲食店営業を行う者は、常滑焼の器に注いだ地酒による乾杯とその普及の促進に主体的に取り組むとともに、本市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第 4 条 市民は、本市及び事業者が行う常滑焼の器に注いだ地酒による乾杯とその普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。